

よくあるご質問（FAQ）

2023年4月：初版発行

1. 本制度について

Q1 本制度の「返済型」とはどのような意味か。

A 本制度では、JST と各企業の間で締結する開発委託契約に基づき、開発費を提供し、開発終了後には返済いただくもので、貸付に相当します。出資と異なり、株式を発行せずに調達可能な資金として、ベンチャー企業等に利用いただくことを想定しています。

2. 応募要件

2.1 応募相談（課題提案の要件）

Q2 応募要件にある「応募相談」とは何か。

A 本制度への応募を検討している企業が、応募（e-Rad 申請等）の前に JST に事前相談する機会を指し、本制度の応募には必須となります。具体的には、まずは本制度についての理解を深めていただくとともに、実際に想定されている開発実施計画が本制度に合うか、確認いただきます。応募を検討いただける場合、開発実施計画の概要に加えて事業計画や返済計画を御提示いただきます※。これらをもとに、事業計画・返済計画（それに伴う開発実施計画の骨子）の妥当性に関する確認を行います。これを応募相談と称します。応募相談の結果、事業計画・返済計画の妥当性を JST が確認できた場合のみ、応募（e-Rad 申請等）に進めていただくことが可能です。

※ 開発実施企業には、書類の御提出や複数回のヒアリングに御対応いただきます。また、開発実施企業のご理解を得た上で、関係機関（ベンチャーキャピタル等の出資者や顧客、取引先等）への照会を行います。

Q3 応募相談をせず e-Rad 申請をしてもよいか。

A 本制度の応募要件の一つとして、事業計画・返済計画の妥当性を JST が確認することを必須としていますので、応募相談をせずに e-Rad 申請することはできません。応募相談をせずに申請された場合は、受理せずに差戻し等を行います。

Q4 応募相談はいつまでに行えばよいか。また、応募相談にはどの程度の期間が必要か。

A 公募期間中であればいつでも応募相談を受け付けています。ただし、応募相談をいただいてから各種調整、確認を終えて e-Rad 申請可能となるまで 2~3 ヶ月程度かかることが想定されます。また、その後 e-Rad 申請後、選考、採択、契約を経て開発開始まで 2 か月程度かかることが想定されます。このため、ご希望の開発開始時期まで、時間に余裕を持って応募相談されることを推奨いたします。

Q5 応募相談は誰が行えばよいか。

A 開発実施計画の内容に詳しい方、また事業計画や返済計画等に詳しい方に御説明いただくことを想定しています。その際には、可能な限り、開発管理責任者となることが予定されている方の出席もお願いします。

Q6 応募相談は何回程度行われるのか。

A 複数回の応募相談（対面打合せ、オンライン打合せ、電話、メール等）を想定しておりますが、具体的な回数は企業ごとに異なります。

Q7 応募相談における「事業計画・返済計画についての妥当性の確認」は、どのような観点で行われるのか。

A 主に以下のような観点を踏まえて総合的に判断し、開発実施企業が実施する事業（以下、「対象事業」という。）の事業計画・返済計画についての妥当性を確認いたします。（いわゆる「デューデリジェンス」相当の内容を実施いたします。）なお、応募要件の通り、これと並行して開発実施計画の骨子についての妥当性も確認します。

●市場について

・ターゲット市場の動向（現在の市場規模、今後の市場展望、市場におけるリスク）が適切に分析されているか。

●事業について

・ターゲット市場において、顧客がどのような課題を抱えており、それに対してどのような対象事業を行うものか。

・ターゲット市場において対象事業がどのような位置づけにあり、競合（潜在的なものを

含む)と比較して、どのような優位性(ビジネス、技術、知財等)があるか

- ・ターゲット市場の動向や対象事業の優位性を基に、どの程度の売上・利益やシェア獲得が見込まれるか(事業の成長性)
- ・想定する事業計画からして、社会実装に向けたロードマップの設計や知財戦略は妥当であるか。
- ・想定する事業計画からして、返済計画が適切であるか(返済が可能であるか)。
- 開発実施企業の財務基盤について
 - ・開発開始から開発終了までの間の財務基盤の持続可能性がどの程度あるか(資金調達の実施見込みがあるか等を含む)

Q8 応募相談をしたいので、直接 JST まで行ってもよいか。

A JST 担当者とのやり取りなく、直接 JST にお越しいただくことは御遠慮ください。御質問については、まずはメール等によりお願いいたします。

2.2 技術シーズ

Q9 技術シーズの要件に「大学等に所属する研究者の発明等に基づく知的財産権であること(大学等の職務発明と認定されたものに限る)」とあるが、「大学等に所属する研究者」、すなわち技術シーズを創出した研究者は、創出した当時の大学等に所属している必要があるのか。

A その必要はありません。技術シーズの創出後に他の大学等や大学等以外へ所属が変更になったり、退官されたりしていても問題ありません。

Q10 技術シーズの要件に「大学等に所属する研究者の発明等に基づく知的財産権であること(大学等の職務発明と認定されたものに限る)」とあるが、「知的財産権」について、大学等の研究成果はこれから特許等を出願する予定である。出願していなくても応募相談を行うことはできるか。

A 応募相談段階では出願前でも可能ですが、出願予定の具体的な内容を説明いただく必要があります。また、応募相談後の応募時(e-Rad 申請等)には出願されていることが必要です。

Q11 技術シーズの要件に「開発実施企業が利用する権利を有すること(採択までに書面で示す必要があります。)」とあるが、具体的に何を提出すればよいか。

A 開発実施企業が当該技術シーズを開発に利用し、その後も事業計画に沿って利用できることを

確認します。大学等から実施許諾を受けている場合、その契約書の写しを提出いただくことを想定しています。

2.3 その他

Q12 開発実施企業を複数企業の連名として応募できるか。

A 課題提案者（開発実施企業）を複数企業の連名として応募することはできません。開発の実施ならびに事業計画及び事業計画を提案する企業として、技術・財務・営業の観点から最もふさわしい単一企業を開発実施企業として選び、応募してください。採択後、開発実施企業に責任をもって開発を受託していただきますが、開発を進めるなかで工程の一部を大学等に再委託したり、企業に外注したりすることは可能です。

Q13 開発管理責任者には誰になるべきか。

A 原則として、代表取締役等の代表権のある方に就任いただきます。選任にあたっては「開発実施企業に所属し、開発期間中、日本国内に居住し、開発全体の取りまとめに関して責任を持っていただけの方」であることを求めます。なお、e-Rad による電子申請は、開発管理責任者が e-Rad 上の研究代表者として行ってください。

3. 応募（課題提案書及び e-Rad 申請等）

Q14 他の研究費助成制度に、今回の応募内容と同様の応募をすることはできるのか。

A 応募は可能です。ただし、同一課題又は内容で、他の制度へ応募している場合は、課題提案書「研究費の応募・受入等の状況・エフォート」欄に正確に記入してください。事実と異なる記載であることが判明した場合は、選考対象からの除外、採択の取り消し、契約の解除となる場合があります。なお、応募内容のうち、上記の重複申請の制限に必要な範囲において他の競争的研究費の担当者（独立行政法人を含む）に情報提供を行うことがありますので、予め御了承願います。

Q15 他の研究費助成制度に、今回の応募内容とは別の内容で応募をすることはできるのか。

A 同一の応募者が、別の課題又は内容で他制度に応募することは差し支えありませんが、選考の中でエフォート等の過度の集中が確認されると採択できない場合もありますので、御留意ください。

Q16 課題提案書「研究費の応募・受入等の状況・エフォート」において、海外機関を含むとあるが、海外機関からの受入予定あるいは応募中の研究資金について、具体的に何を記載すればよいか。

A 応募時点において、研究者が応募中及び受入予定の研究費を幅広く記入していただくこととなりますので、競争的研究費、民間財団からの助成金、企業からの受託研究費や共同研究費等、外国から受け入れる全ての研究資金について記入してください。

Q17 e-Rad 申請に対する受領書はもらえるのか。

A 申請に対する受領書はありません。e-Rad では、「受付状況一覧画面」の受付状況が「配分機関受付中」となっていれば受理されたこととなります。申請後に一定期間経過しても、「配分機関受付中」とならない場合には、JST 担当者まで御連絡ください。

Q18 課題提案書には押印が必要か。

A 不要です。

Q19 マイルストーン目標とは何か。

A 開発期間全体のうち、開発実施計画上の重要な節目（その目標に達成したら次フェーズの開発に進めるという区切り）をマイルストーン目標として設定していただきます。マイルストーン時期に到達した際、評価委員会によるマイルストーン評価（マイルストーン目標の達成度や事業化の可能性・イノベーションインパクトから総合的に評価）を実施いたします。開発継続可（S, A, B 評価）と評価された場合に限り、開発実施企業は開発を継続し、開発費の残額を使用することができます。

Q20 開発目標及びマイルストーン目標は、どのように設定したら良いか。

A 技術的水準の観点で、可能な限り数値目標としてください。また、目標を設定した根拠も明確にしてください。加えて、マイルストーン目標についてはその目標に到達したら次フェーズの開発に進めるという区切りを意識し、その根拠の明確化やマイルストーン時期の設定をしてください。詳細は課題提案書『5 研究開発の目標』内の例示を御確認ください。

4. 選考

Q21 選考の経緯を教えてください。

A 選考については、公平性の観点から非公開で行います。また、選考経過についてのお問合せには一切応じられませんので、予め御了承ください。

Q22 不採択となった場合、その理由については JST に問い合わせできるか。

A 選考結果については、採否にかかわらず課題提案者に対して通知いたします。また不採択の場合は併せて不採択理由も通知いたします。

Q23 評価委員の名前は事前に公表しないのか。

A 事前に公表した場合、公正な選考に支障をきたすことが予想されるため、選考中は評価委員の名前は公表いたしません。新規開発課題の公表時に、A-STEP の Web サイト等で合わせて公表します。

5. 開発費

Q24 開発費は JST からどのように支払われるのか。

A 開発委託契約の締結後、四半期毎に開発実施企業から提出される概算請求に基づき、JST が認められた必要額を、開発費の入金のために新たに開設された専用口座に振り込みます。

Q25 開発費のうち、間接経費はどのように積算するのか。

A 開発費は、直接経費、間接経費、さらに再委託費から構成されます。ご希望の開発費の用途に応じて、適切な間接経費を、直接経費の 0～30% の範囲で積算してください。

Q26 採択された場合、応募中に発生した費用を遡って開発費として支出することは可能か。

A 開発費の支出対象にはなりません。JST と開発実施企業の間で締結される開発委託契約の契約日以降に発生した費用が対象になります。

Q27 開発費を、技術シーズを創出した研究者等に支出することはできるか。

A JST が必要と認める場合には、開発費の一部を大学等に再委託費として支出することができます。技術シーズを創出した研究者の参加も認められます。ただし、開発実施企業は、開発全体

の責任者として、開発費の経理管理状況について再委託先に定期的に報告等を求める等、開発費の適切かつ円滑な経理管理が行われるよう努めなければなりません。

Q28 試作又は分析等の外注費は開発費の対象か。

A 支出することができます。ただし、本制度の趣旨から、開発の主要部分を再委託又は外注により対応することはできません。詳細は「4.8 府省共通経費取扱区分表について」より府省共通経費取扱区分表を御確認ください。

Q29 人件費は支出できるか。

A 企業に直接雇用された開発に関わる者で、派遣社員、アルバイト、パートも含め直雇用形態であれば、人件費を支出可能です。本制度の開発以外にも従事している場合には、開発の従事率に応じて支出できます。ただし、開発管理責任者については支出できません。また経理処理等、間接的に関わる者の人件費は「直接経費」からの支出ができません（「間接経費」からの支出は可能です）。

Q30 担当者の人件費の支出にあたって、上限はあるか。

A 画一的な上限はありません。人件費の算出に当たっては企業内の賃金支給規則による等、妥当な根拠に基づいて業務の内容に応じた単価を設定する必要があります。さらにその根拠についての証拠書類や従事率を示す勤務管理簿の証拠書類等を JST に提出していただく必要があります。なお、単価の設定が社会通念上、許容される範囲を超えていると JST が判断した場合、人件費の支出として認められない場合もあります。

Q31 ソフトウェアの開発を社内で行う場合、担当者の人件費は支出できるか。

A 支出できます。なお、人件費と謝金の合計は、原則として直接経費の 50%（全開発期間）を超えることはできません。ただし、ソフトウェアの開発が開発内容の主たる部分を占める場合には、人件費の支出が多くなることが想定されます。そのため、事前に JST の承認を得ていただければ、50%を超えることも可能です。

Q32 開発に係る打ち合わせのための旅費は支出できるか。

A 開発を遂行するために必要な打ち合わせ等に係るものであれば、原則支出することができます。

Q33 学会への参加のための旅費、参加費を支出することはできるか。できるとすれば、どの程度認められるか。

A 開発の内容と直接関連しており、開発成果の発表等を行うための学会への参加費及び旅費は支出することができます。必要最小限の人数で参加してください。ただし、学会の年会費、食事代、懇親会費は支出できません。詳細は「4.8 府省共通経費取扱区分表について」より府省共通経費取扱区分表を御確認ください。

Q34 開発中の企業帰属物品の固定資産税は開発費から支出できるか。

A 支出できません。

Q35 再委託先で設備購入は可能か。

A 認められません。必要な場合、開発実施企業で購入し貸与してください。

6. その他

Q36 大学等の再委託先を開発実施場所とすることは可能か。

A 開発実施場所は原則として開発実施企業に設置してください。ただし、特殊な施設・設備の必要性が認められれば、開発実施場所に加えることができます。

Q37 開発により得られた知的財産権はどこに帰属するのか。

A 開発により生じた特許等の開発成果に係る知的財産権は、開発委託契約に基づき、開発実施企業が適切に取得・管理し、開発成果を実用化するよう最大限努力することが求められます。

以上